

令和5年度 那覇市介護サービス事業者説明会（集団指導）

# 実地指導、文書点検等における 指摘事項について

令和5年11月17日

那覇市 福祉部 チャーがんじゅう課 給付グループ

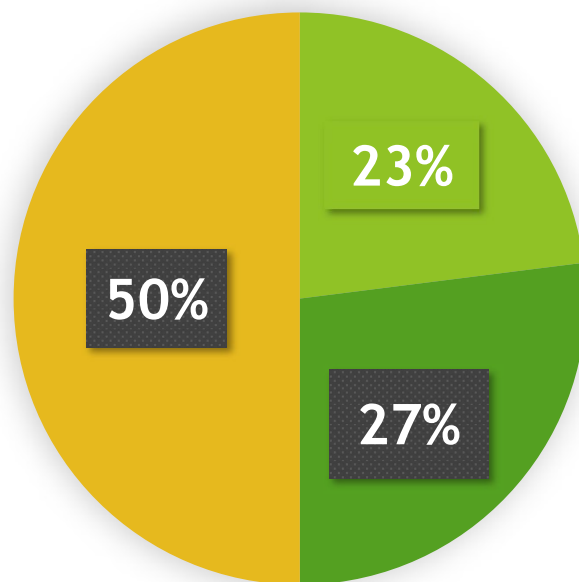
## 介護給付適正化への取り組みについて

介護給付の適正化を図ることで、利用者に対し適切な介護サービスが確保されるとともに、不適正な給付が削減され、介護保険制度の信頼感が高まります。

那覇市では、介護給付等適正化事業として、  
①認定調査状況チェック、②ケアプランの点検、  
③住宅改修等の点検、④医療情報との突合・縦  
覧点検、⑤介護給付費通知の適正化主要5事業  
に取り組んでいます。

# 社会全体で介護保険を支えています

介護保険は国や都道府県、市町村が負担される公費（つまり税金）、そして一人ひとりが納める介護保険料を財源として運営されています。



## 介護保険の財源の内訳

- 65歳以上の方の介護保険料
- 40～64歳の方の介護保険料
- 公費（税金）

## 法令遵守について

介護保険サービス事業者は、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保のため、各種法令等を遵守しなければなりません。そのため、介護保険事業所は、介護保険に関わる法令、政令、省令等について精通しておく必要があります。また、適正な運営を行っていることの説明責任は事業者側にあります。行政にだけでなく、利用者及びその家族から説明を求められたときは、その責任を果たしてください。

## 主な指摘事項について①

那覇市では「利用者が同意ある計画書」と「サービスを提供した記録」の二点については、**介護報酬請求の最低限の挙証資料**と考えています。

1. 計画書を作成せず、または計画書の同意を得る前にサービスを提供。
2. 計画書について同意を得ていないにもかかわらずサービス提供。
3. サービスを提供した記録がない。

## 主な指摘事項について②

4.計画書に位置づけられていないサービスを提供。

5.サービス提供事業者が介護支援専門員へ相談なく、また、計画書を変更することなく居宅サービス計画書に位置付けられていないサービス。

6.各種加算の算定要件を満たしていない。

## 主な指摘事項について③

7. 実地指導を行うことをあらかじめ通知しているにもかかわらず書類の管理が不十分で提示できない事業所があります。

8. 受給資格の確認を怠ったまま利用者にサービスを提供し報酬を請求され受領している。施設入所後に受給資格を確認を怠っている。給付制限の記載があるにもかかわらず確認を怠っている。

## 通所系サービスにおける指摘事項について

1. サービス提供前から利用者の体調がすぐれないことを把握しているにもかかわらず、利用者を通所させ、報酬の請求され受領している。



## 訪問系サービスにおける指摘事項について

1. 有料老人ホームにおいて、併設の介護保険事業所との人員配置が混在しており、人員基準を満たしているのか判断できない。
2. 請求内容とサービス提供の記録に不一致がある。
3. ケアプランに位置付けられていないサービスを実施し、訪問介護費を請求・受領している。

# 居宅介護支援における指摘事項について①

## 1. アセスメントについて

課題分析標準項目（23項目）を十分に確認していないケースや確認項目を設定してチェックのみ行い詳細が分からない。

## 2. サービス担当者会議について

会議に出席が必要と思われる者が参加されておらず、かつ参加できない理由の記録がなく、照会もしていない。

## 居宅介護支援における指摘事項について②

### 3.居宅サービス計画について

- ・ サービスを利用することを目標としている計画書となっている。
- ・ 家族や事業所の目標となっている。
- ・ サービスに依存している。

## 居宅介護支援における指摘事項について③

### 4. モニタリングについて

- ・ 短期目標に対してではなく、サービスを実施したか否かにのみ焦点を当てて行っている。
- ・ チェック方式で作成し具体的な内容が確認できない。
- ・ モニタリングの結果「サービスを継続する」結論付けた理由や必要性が確認できない。

## 居宅介護支援における指摘事項について④

これら1.から4.の指摘事項については、居宅介護支援の基本的なことであり、居宅介護支援の一連の業務を行う理由、目的、意義を十分に理解していない介護支援専門員が指摘される内容です。

\* 令和3年3月31日老認発第6号「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（一部改正）」を十分に理解したうえで居宅介護支援を行うこと。

## 居宅サービス計画作成届について①

暫定で居宅サービスを実施しているにもかかわらず、事前に居宅サービス計画作成届の提出がなかったために、償還払いとなる等、利用者やサービス事業所に不利益を被らせている。

事前に届出がなかった場合の取扱いは次のとおり。

- ・ 介護給付については、事前に届出があれば現物給付が可能となりますが、届出がなかった場合、現物給付はできず、当該被保険者の申請によって償還払いでの対応となる場合があります。（法第41条第1項及び第6項）
- ・ 予防給付については、事前に届出があれば現物給付が可能です。届出がなかった場合、保険給付の対象とはなりません。（法第53条第1項）

## 居宅サービス計画作成届について②

要支援の認定を受ける被保険者が、介護認定の区分変更を行う際に、要介護に区分変更される見込みがある場合には、居宅支援事業所は、サービス開始月に居宅サービス計画作成届（居宅届）を保険者へ提出ください。

もし、区分変更の結果“介護”と判定されたにもかかわらず居宅届の提出漏れがあった場合、居宅介護支援費の請求はできず、また、サービス利用にかかる費用も償還払い扱いとなります。

令和5年度 那覇市介護サービス事業者説明会（集団指導）

# ケアマネジメントに関する 基本方針について

令和5年11月17日

那覇市 福祉部 チャーがんじゅう 課給付グループ



## 居宅サービス計画の現状①

1.介護保険サービスの利用に依存したケアプランや、家族側・事業所側の目標となっているケアプランが見受けられる。

2.介護保険サービスを利用することが目的となっているケアプランが見受けられる。

→アセスメントとケアプランの内容との整合性がとれていない。

## 居宅サービス計画の現状②

3.必要なサービスがケアプランに位置付けられていない。

→利用者の意向に沿ったケアプランとなっていない。

4.介護支援専門員が専門性を活かしたケアプランの作成ができていない。

## 居宅サービス計画の現状③

5.有料老人ホーム等に入居している利用者のアセスメントの結果がそれぞれ異なるにもかかわらず、ケアプランの内容が画一的である。

→有料老人ホーム事業者や居宅サービス事業者等の意向に沿ったケアプランが見受けられる。

# 今後の取り組みについて

1. ケアプラン点検
2. 実地指導
3. 国保連合会から提供を受ける給付適正化システムを活用した点検
4. 多職種連携ケアプラン点検
5. 同居家族がいる場合の生活援助
6. 福祉用具例外給付
7. 短期入所サービスの長期利用

# ケアプラン点検の基本方針について

1. 利用者の状態像や利用者が求める生活像について、きちんとアセスメントできているか。

2. 利用者が求める生活像を実現させるためのケアプランが作成できているか。

3. アセスメントとケアプランの内容に整合性がとれているか。

4. 自立支援、重度化防止のため、真に必要なサービスが過不足なくケアプランに位置付けられているか。

5. インフォーマルサービスを利用又は検討しているか。

# 実地指導の基本方針について

前ページ「居宅サービス計画点検の基本方針」に加えて、

1. 「利用者が居宅介護支援事業所に対し、複数の居宅サービス事業者の紹介を求めることができること」について、利用者が主体的に居宅サービス事業所の選択ができるよう支援しているか。また、その具体的な内容を確認します。

2. ケアプランに位置付けた事業者等の選定理由について確認します。

3. 居宅介護支援の一連の業務について、その趣旨を十分に理解しているか。また、形式的な運用をしていないか。

4. 管理者が居宅介護支援事業所の業務を一元的に管理できているか確認します。

## 居宅サービス事業所に対する実地指導について

1. 介護支援専門員から交付されたケアプランに沿って計画書を作成しているか。
2. 介護支援専門員から交付されたケアプランに位置づけられていないサービスを行って保険給付費を請求・受領していないか。
3. サービスを提供した記録をきちんと残しているか。
4. 運営基準違反はないか。
5. 加算の算定要件を満たしているか。
6. 管理者が事業所の業務を一元的に管理できているか。

## 実地指導における連絡事項

1.実地指導を行った際、その結果（指摘事項等）を文書で通知しますが、その文書を保存するとともに、管理者が変更になった場合においては、指導された内容について引継いでください。

2.本説明会で伝達した内容は、事業所内の職員全員に周知してください。



## 多職種連携ケアプラン点検について

介護支援専門員のケアマネジメント手法を向上させる取り組みである「**要介護者重度化防止等ケアマネジメント研究会**」を実施し、多職種と連携を図り介護支援専門員を支援します。研究会を通して多職種と協働で研究・検討し、適切な助言を行い気づきを促すことで、要介護者の自立支援・要介護状態の重度化防止を推進します。

今年度は研究会参加方法を募集形式に変更し、これまで10回開催19事業所に参加いただきました。11月27日まで研究会参加を募集します。参加を希望する事業者は、ちゃーがんじゅう課ホームページよりご覧ください。

# 介護保険給付に関する問い合わせについて

介護保険給付や運営基準に関する問い合わせは、事業所の管理者が書面で行ってください。

電話での問い合わせについては原則受付できません。また、事業所の一職員が、または個人で質問することはお控えください。

問い合わせに関する注意点及びその他詳細は、ちゃーがんじゅう課ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

那覇市 NAHA CITY

くらし・手続き / 子育て・教育 **福祉・健康** / 施設案内 / 行政情報 / 産業・ビジネス / 観光

緊急情報

**新型コロナウイルス情報**

市民のみなさまへ

- 新型コロナウイルス予防接種・個別接種医療機関一覧
- 新型コロナウイルス感染症に関するページ
- 新型コロナウイルスワクチン接種に関すること
- 新型コロナウイルス感染症について

各種支援制度

- 新型コロナウイルスに関する各種支援制度一覧



福祉・健康

新着情報

1月12日 【令和4年12月へ】介護サービス事業者の皆様へ 施設グループからのお知らせ

1月4日 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受付が終了しました。>

12月28日 国保特定健診（健康診査）について

12月27日 「まちかど健診」の受付について

12月27日 「薬田健診」の受付について

新着情報一覧

防災・安心安全情報

那覇市消防局 >

台風情報（気象庁） >

防災・安全情報 >

那覇市防災Twitter >

救急夜間診療情報 >

那覇市保健所 >

健康づくり・医療 >

高齢者福祉 >

障がい者福祉 >

- 健診・検診について
- 健康づくり
- 那覇市保健所
- 那覇市立病院
- 後期高齢者医療保険
- 高齢者福祉に関するお知らせ
- 那覇市介護予防・日常生活支援総合事業
- 生きがい・交流
- 在宅福祉サービス
- 介護
- 有料老人ホーム
- 福祉施設協議会
- **事業者の皆様へ**
- 住所地特例
- 相談窓口
- 補助犬について
- 【公募】令和4年度 高齢者福祉計画（第7期那覇市障がい福祉計画及び第3期那覇市障がい福祉計画）策定業務委託事業者募集について
- 障がい福祉のしおりについて
- 【決定結果】令和4年度 那覇市障がい者相談支援事業業務委託事業者募集について
- 【決定中】令和4年度 那覇市基幹相談支援センター機能強化事業業務委託事業者募集について
- 障がいをもったら
- 援助を要する子ども



（介護サービス事業者の皆様へ）給付グループからのお知らせ

更新日：2022年10月5日

事業者の皆様へ

このページを見ている人はこんなページも見ています

介護給付関係

通所介護事業所等に置く宿泊サービスの提供について

国からの通知等

集団指導について

介護サービス事業に関する法令等

補助金関係

このページを見ている人はこんなページも見ています

介護給付関係

通所介護事業所等に置く宿泊サービスの提供について

国からの通知等

集団指導について

介護サービス事業に関する法令等

住所地特例について

情報が見つからないときは >

リンクメニュー

- 1 給付グループから事業者への連絡事項
- 2 介護保険最新情報（厚生労働省健康局からの通知）
- 3 那覇市要介護者高齢化防止ケアマネジメント研究会

事業者の皆様へ

主に給付グループからの連絡事項や厚生労働省から介護給付に関連する通知を掲載いたします。介護サービス事業者におかれましては、随時ご確認をお願いします。

給付グループから事業者への連絡事項

- **介護保険事業所による保険給付に関する問い合わせ**
- 介護給付関係事項
- 事業者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続書
- 風湿関節炎がある場合の介護保険給付申請手続書
- 要介護認定「訪問介護（生活援助中心型）」の開設が多いケアプランの届出
- 介護保険事業者の事故報告について
- 那覇市特別支援課老人ホーム（介護老人福祉施設）の特別入所
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（PDF：140KB）について（第11期）の問5について（適用期間の修正等）
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（PDF：139KB）について（第11期）の問5について
- 新型コロナウイルス感染症に係る福祉用具貸与の例外給付の手続きの臨時的な取扱い（PDF：107KB）
- 介護予防サービス計画書の期間延長について（周知）（PDF：147KB）
- 要介護認定「居宅ケアプラン作成に係る注意喚起について」（PDF：8KB）
- 業者「居宅プラン提出停止について」平成26年9月28日付け要請連絡（PDF：4KB）

介護保険最新情報（厚生労働省健康局からの通知）

- 介護給付改革に関するQ&A
- >> 最新情報（令和4年7月22日掲載）
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
- >> 最新情報（令和4年3月4日掲載）



事業者の皆様へ

（介護サービス事業者の皆様へ）施設グループからのお知らせ

- **介護サービス事業者の皆様へ）給付グループからのお知らせ**
- 介護保険サービス（全サービス）事業者へのお知らせ
- 地域密着型サービス事業者の皆様へ
- 居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援事業者の皆様へ
- 介護保険指定事業者一覧
- 介護給付関係
- 通所介護事業所等に置く宿泊サービスの提供について
- 国からの通知等
- 集団指導について
- 介護サービス事業に関する法令等
- 補助金関係

高齢者福祉

- 後期高齢者医療保険
- 高齢者福祉に関するお知らせ
- 那覇市介護予防・日常生活支援総合事業
- 生きがい・交流
- 在宅福祉サービス
- 介護
- 有料老人ホーム

# 介護保険給付に関する問い合わせ事例

例1) 月額報酬にかかる日割り請求に関する各種問い合わせについて。

→「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（厚生労働省老健局：令和3年3月31日事務連絡）資料9 月額包括報酬の日割り請求に係る適用」の資料をご確認のうえ、疑義があれば保険者へ問い合わせください。

例2) 新型コロナウイルス感染症に関する各種問い合わせについて。

→新型コロナウイルス感染症が5類移行に伴い、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて（厚生労働省老健局：令和5年5月1日事務連絡）」が発出され、令和5年5月8日以降の対応に関する取扱いを示されています。詳細につきましては、当該通知をご確認のうえ、疑義があれば保険者へ問い合わせください。

# 介護保険給付に関する問い合わせ事例

例3) 介護保険請求を行ったが、後日、国保連合会から「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表（令和〇年〇月審査分）」が届いた。

→まずは発出元の国保連合会へ問い合わせください。返戻理由を確認のうえ、保険者へ連絡ください。

※事業所の職員が管理者に相談せず、また事業所内で十分に検討せずに個人で質問される事例が未だ多く見受けられます。保険者へ質問を行う際には、まずは事業所内で検討していただき、それでも解決できなければ管理者が事業所を代表して書面で質問されますようお願いいたします。